

平成24年10月
日本弁理士会

日・トルコ経済連携で要求すべき知財ルールについて

当会では、特許庁国際課からの標記意見募集に対し、添付のとおり意見を申し述べました。

意見募集事項

- (1) 要求すべきルール
- (2) 背景（被害状況（事例）・見込等）、理由（具体的に）
- (3) トルコの関連法令（特定される場合）
- (4) ルールの実現により見込まれる効果
- (5) 関連業界（特定される場合のみ）
- (6) 上記（1）に対応する我が国の法制度・運用
- (7) その他留意事項等

日本弁理士会

「特許庁宛『日・トルコ経済連携協定交渉において要求すべき知財ルール』提案」

(1)対象国・地域	(1)要求すべきルール	(2)背景(被害状況(事例)・見込等)/理由(具体的に)	(3)トルコの関連法令(特定される場合)	(4)ルールの実現により見込まれる効果	(5)関連業界(特定される場合のみ)	(6)上記(1)に対応する我が国の法制度・運用	(7)その他留意事項等
1 トルコ	出願に際しての委任状を不要にして頂きたい。						
2 トルコ	コンピュータソフトウェア・プログラムの特許での保護がなされるべきである		特許法6条(c)	コンピュータソフトウェアの思想が直接保護される			著作権によるコンピュータソフトウェアの保護制度は充実しているので、あくまでも技術的思想の保護を求めるべきである
3 トルコ	動物の治療・外科的および診断方法について、特許による保護を認めるべきである。また、人間については、最低でも日本程度に明示された基準を明らかにすべきである		特許法6条(d)				TRIPs協定には合致しているので、あくまでも2国間交渉の立場での要求である。
4 トルコ	優先権書類につき、トルコ語翻訳文の提出を不要としていただきたい。最低でも、謄本の表紙部の英語訳にとどめるべきである		特許規則13条				
5 トルコ	特許を無効とする訴訟について、5年の期間を撤廃すべきである		特許法129条				

(1)対象国・地域	(1)要求すべきルール	(2)背景(被害状況(事例)・見込等)/理由(具体的に)	(3)トルコの関連法令(特定される場合)	(4)ルールの実現により見込まれる効果	(5)関連業界(特定される場合のみ)	(6)上記(1)に対応する我が国の法制度・運用	(7)その他留意事項等
6 トルコ	登録後のクレームの訂正が誤記などの自明な事由に限られ、それ以外は付与手続き中しかできないので日本程度に緩和すべきである		特許法64条				
7 トルコ	意匠権者により意匠が一体化されている若しくは使用されている物品に係る行為における消尽規定は廃止されるべきである		意匠法10条				
8 トルコ	保護の範囲外の規定(24条)に鑑み、部分意匠・組物の意匠制度を導入すべきである。		意匠法24条				

トルコの制度について (トルコ全般)

日本弁理士会

全体として日本よりも先進的な規定が多く、日本は、「攻め」というより「守り」となる規定が多いと思われる。

1. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外となる事由は、出願人によるすべての行為が対象となっている。また、新規性喪失の例外期間が1年であり日本より長い。ユーザーにとっては有利であり、交渉を通じて日本でも採用されることが期待される期間ではある。ただし、日本では企業を中心に監視負担を懸念する声はある。

2. その他の規定

特許法にはかなり詳細に従業者発明に関する規定が明定されている。またそれ以外にも、細かい規定が多く、これが要求されるとなると日本企業は面倒であろう。

3. 著作権法

著作権の保護期間が原則創作者の死後70年とされ、プログラムのリバースエンジニアリングに係る著作権制限規定があり、フェアユース規定があり、ノーティス＆テイクダウン手続等を要件とするISPの一般的な責任制限規定（セーフハーバー条項）がある。

以 上